

令和4年度「生徒指導上の諸課題に関する報告資料」及び「欠席等児童・生徒報告書」結果概要について
稻城市教育委員会指導課

I 暴力行為の状況

1 暴力行為の定義

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む。）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

2 暴力行為の発生件数等

(1) 合計

	令和4年度		令和3年度	令和2年度	平成31年度
	稻城市		稻城市	稻城市	稻城市
	発生件数 (件)	1,000人当たりの発生 件数	発生件数 (件)	発生件数 (件)	発生件数 (件)
小学校	2	0.4	1	1	5
中学校	9	1.7	2	1	11
計	11	1.4	3	2	16

(2) 対教師暴力の状況

	令和4年度		令和3年度	令和2年度	平成31年度
	稻城市		稻城市	稻城市	稻城市
	発生件数 (件)	1,000人当たりの発生 件数	発生件数 (件)	発生件数 (件)	発生件数 (件)
小学校	0	0.0	0	0	0
中学校	0	0.0	0	1	0
計	0	0.0	0	1	0

(3) 生徒間暴力の状況

	令和4年度		令和3年度	令和2年度	平成31年度
	稻城市		稻城市	稻城市	稻城市
	発生件数 (件)	1,000人当たりの発生 件数	発生件数 (件)	発生件数 (件)	発生件数 (件)
小学校	2	0.4	0	1	4
中学校	6	1.1	2	0	4
計	8	1.0	2	1	8

(4) 対人暴力の状況

	令和 4 年度		令和 3 年度	令和 2 年度	平成31年度
	稻城市		稻城市	稻城市	稻城市
	発生件数 (件)	1,000人当 たりの発生 件数	発生件数 (件)	発生件数 (件)	発生件数 (件)
小学校	0	0.0	0	0	0
中学校	0	0.0	0	0	0
計	0	0.0	0	0	0

(5) 器物損壊の状況

	令和 4 年度		令和 3 年度	令和 2 年度	平成31年度
	稻城市		稻城市	稻城市	稻城市
	発生件数 (件)	1,000人当 たりの発生 件数	発生件数 (件)	発生件数 (件)	発生件数 (件)
小学校	0	0.0	1	0	1
中学校	3	1.3	0	0	7
計	3	0.4	1	0	8

II いじめの状況

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。第2条第1項）をいう。なお、起ったった場所は学校の内外を問わない。

2 いじめの認知件数

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	平成31年度
	稻城市	稻城市	稻城市	稻城市
	認知件数 (件)	1校当たり の認知件数 (件)	認知件数 (件)	認知件数 (件)
小学校	1438	119.8	1,523	182
中学校	109	18.2	67	40
				323
				88

3 いじめの現在の状況（令和4年度）

解消しているもの(件)	解消に向けて取り組み中(件)		その他(件)
	いじめを認知してから 3か月以上 経過しているもの	いじめを認知してから 3か月以上 経過していないもの	
小学校	1,093	135	210
中学校	81	5	23

4 いじめの態様（令和4年度）

※複数選択可

いじめの態様（件）	小学校	中学校
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	908	75
仲間はずれ、集団による無視をされる。	203	7
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	395	18
ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	136	0
金品をたかられる。	2	0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	10	13
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	55	5
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	13	4
その他	0	0

III 長期欠席の状況

1 「理由別長期欠席者数」について

①令和5年3月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、令和4年度間（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間）に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童生徒数をそれぞれ理由別に記入する。

ただし、令和4年4月1日現在で15歳以上の者については、1年間にわたり居所不明又は全く出席しなかった場合は除外する。

なお、「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても登校しなかった日数として含める。

②当該児童生徒が令和4年度中に転学した場合は、令和4年度間の状況について、令和5年3月31日現在在籍する学校において記入する。

③理由は次によることとする。その際、「欠席日数」欄と「出席停止・忌引き等日数」欄のいずれに計上されているかに関わらず、登校しなかった理由によって選択することとし、理由が二つ以上あるときは、主な理由を一つ選び記入する。

ただし、新型コロナウイルスの感染回避のため登校しなかった日数及び、「出席停止・忌引き等日数」のうち「欠席日数」に計上される可能性のない事由（※）による日数を除き、従来から本調査において長期欠席の対象としていた「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由により登校しなかった日数の合計が30日以上となる場合には、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」のいずれかから、主な理由を一つ選び計上すること。（「新型コロナウイルスの感染回避」欄には計上しないこと。）

また、新型コロナウイルスの感染回避のため登校しなかった日数及び、「出席停止・忌引き等日数」のうち「欠席日数」に計上される可能性のない事由（※）による日数を除けば、従来から本調査において長期欠席の対象としていた「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たない場合には、「新型コロナウイルスの感染回避」「その他」のいずれかから、主な理由を一つ選び計上すること。（「病気」「経済的理由」「不登校」欄には計上しないこと。）

※ここでいう「『出席停止・忌引き等日数』のうち『欠席日数』に計上される可能性のない事由」は、学校教育法又は学校保健安全法等に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き、非常変災その他特に必要な場合で校長が出席しなくてもよいと認めたものを指す。

2 長期欠席者の状況（人）

学年	病気	経済的理由	令和4年度				不登校	不登校	令和3年度	令和2年度				
			長期欠席者											
			不登校	うち、90日以上欠席している者	新型コロナウイルスの感染回避	その他								
小学校	第1学年	2	0	10	2	0	1	13	1	1				
	第2学年	1	0	4	1	0	2	7	3	4				
	第3学年	1	0	11	5	2	2	16	3	8				
	第4学年	2	0	16	5	0	1	19	16	8				
	第5学年	0	0	22	14	1	0	23	17	14				
	第6学年	5	0	22	12	0	5	32	14	13				
	計	11	0	85	39	3	11	110	54	48				
中学校	第1学年	3	0	38	25	0	0	41	31	25				
	第2学年	6	0	55	34	2	1	64	42	30				
	第3学年	9	0	59	46	0	1	69	39	25				
	計	18	0	152	105	2	2	174	112	80				

3 在籍児童生徒数における長期欠席者の割合（%）

		令和4年度									
		長期欠席者									
		病気	経済的理由	不登校	うち、90日以上欠席している者	新型コロナウイルスの感染回避	その他				
小学校	稻城市	0.2	0.0	1.6	0.7	0.1	0.2	2.0			
中学校	稻城市	0.2	0.0	2.0	1.4	0.0	0.0	2.2			
計	稻城市	0.4	0.0	3.1	1.9	0.1	0.2	1.4			